

# 政務調査費の使途基準はどうあるべきか

## 11月27日の各派代表者会議での議論

十一月二七日の各派代表者会議で、政務調査費の使途基準をどうするかが話し合われました。多くの議会が使途を公開していない中で、上越市議会が率先して05年度の政務調査費を公開したところ、「パソコンやデジカメの購入は？」という報道がなされました。そうしたことから、「使途を見直す」論議が始まったのです。

いくつかの項目(下表参照)が提起されました。この日は、「事務機器の購入」で多くの議論が行われました。

大会派から順番に見解を披歴下のですが、多くの会派は、「下表の新基準を「是」としました。私の前で発言した市政会議の石平春彦議員が異を唱えました。石平議員の主張は、わが党の主張とほぼ同じでした。私も、「わが意を得たり」と同様の主張をしました。

なぜ3万円以上なのか、根拠があいまいだ。

本来、使途基準など決める必要はない。各議員・会派が、政務調査に必要と思うものに使えば良い。当然、そこには説明責任がある。説明できないものには使わなければ良いだけだ。使途基準を定めると、こうした説明責任を回避することになるし、政務調査費とは何なのかも考えなくなる。

マスコミで指摘されたからといって何もあわ

てて変える必要はない。指摘された議員や会派が釈明すれば良いことで、正しい使い方をしているものにしてみれば、迷惑なことだ。会派だけでなく議員も備品台帳を整備するのは当然だ。

このことは、05年度から政務調査費がそれまでの2倍に引き上げられた時(市政レポート)05年6月12日付けNo.82参照)にも主張しましたし、今回の議論の最初でも述べたことでした。そうした議論を反映してか、

自民クの小林克美議員は、「新基準で良いと思っていたが、考え直さなければ」と発言していました。

最後に議長から次のような提案がありました。

基準を定めない場合、議員でなくなった時返還するということかどうか。このことも含め、今の議論をふまえて、会派に持ち帰り再度検討して欲しい。

### 提起された政務調査費の使途の検討事項(案)の一部

支出項目		新	旧
資料作成費、事務所費(事務機器の購入又は借上料)	会派	備品は取得単価が3万円以上のものとし、リースを基本とする。ただし、購入の場合は、備品台帳を整備し管理する。※ 会派の継続が不可能となった場合の備品は、議会事務局預かりとする。	パソコン・プリンター・カメラ等、コピー機リース代
	議員	備品は取得単価が3万円以上のものとし、リースを基本とする。ただし、購入の場合は、購入費の1/2、3万円を上限とする。	パソコン・プリンター・カメラ等、コピー機リース代

日本共産党上越市議会議員 杉本敏宏の

## 市政レポート

2006年12月3日 No.126  
発行 杉本敏宏事務所  
上越市東本町5丁目1番38号  
TEL 025(524)3787 FAX 025(524)3832